

The background of the page is decorated with various colorful circles and patterns. In the top left, there are yellow vertical stripes. In the top right, there are green polka dots. In the middle right, there are overlapping circles in shades of pink, purple, and blue. In the bottom left, there are yellow, orange, and pink circles, some with polka dots. In the bottom right, there are yellow and blue circles, some with vertical stripes. The overall design is vibrant and modern.

第 6 章

子ども・子育て支援事業の展開

第1節 教育・保育提供区域の設定

子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」ならびに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。また、提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本とされています。事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

上記の考え方を踏まえ、本市は地理的・距離的に東西の区域が狭い（市域東西距離 3.8 km、主要駅間距離 2.4 km）ことから、市内全体の広域的な観点で、需要の増減に対し、効果的かつ柔軟に対応できるよう、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）を除く各事業で市全域を提供区域とします。

なお、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）については、現状、各小学校で開設しており、主な利用者である低学年の児童が一人で移動可能な範囲を区域設定とする必要があるため、小学校区単位を設定します。

事業		提供区域
子どもための教育・保育給付		市全域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）	市全域
	時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域
	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	10 小学校区
	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児・病後児保育事業	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	産後ケア事業	市全域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市全域

- ※ 児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」については、令和6（2024）年4月1日に創設されました。
- ※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、母子保健法に規定する「産後ケア事業」については、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。
- ※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等が規定されるとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、「妊婦等包括相談支援事業」が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

第2節

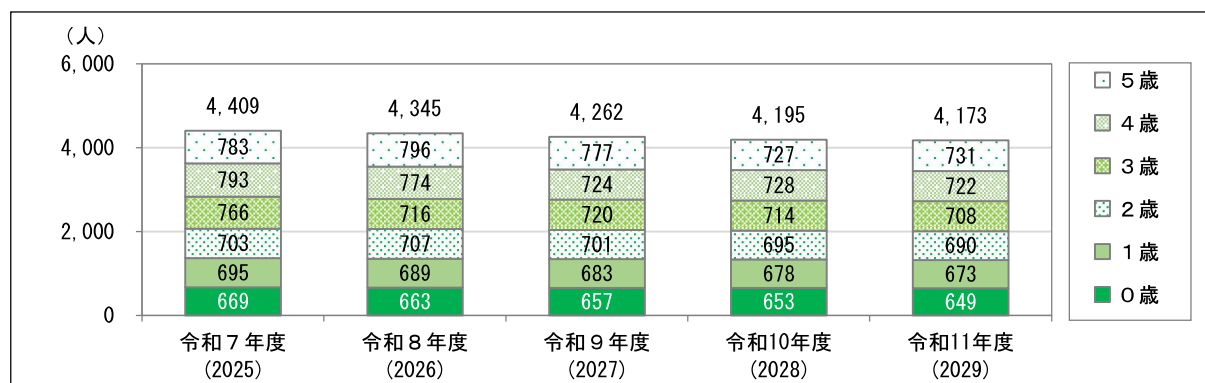
児童人口の推計

本計画期間（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の児童人口の推計については、令和2（2020）年～令和6（2024）年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、児童人口を推計しました。

なお、コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動性から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。推計目標が比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

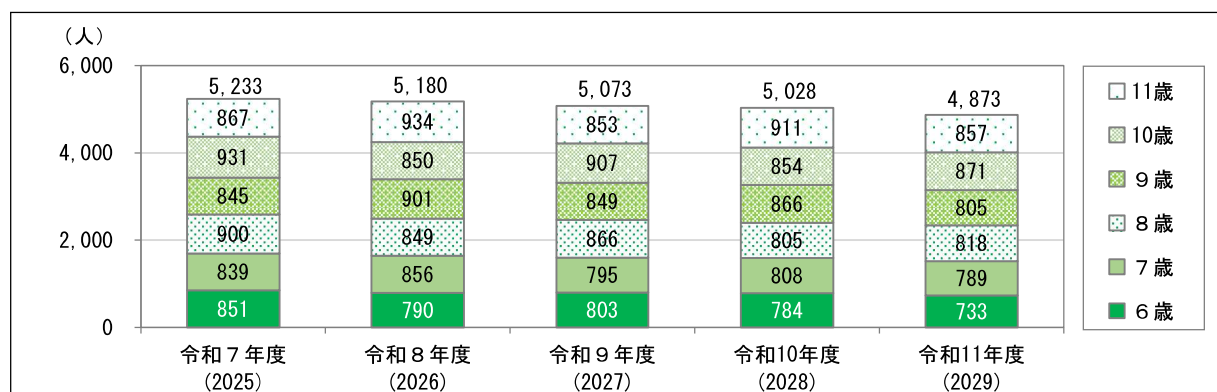
1. 就学前児童の人口推計

本市の就学前児童の将来人口については、減少傾向が見込まれており、年齢が下がるにつれて、人口が減少する傾向となっています。



2. 就学児童の人口推計

本市の就学児童の将来人口については、減少傾向が見込まれており、就学前児童の人口推計と併せてみると、令和7（2025）年度時点の5歳児人口については783人が、令和8（2026）年度の6歳児人口では790人となり、年々増えていくというように（令和7（2025）年度783人→令和8（2026）年度790人→令和9（2027）年度795人→令和10（2028）年度805人）、学齢によって増加傾向が予測しています。



第3節

教育・保育の量の見込み及び確保の方策

1. 子どものための教育・保育給付

平成 27(2015)年度に開始した子ども・子育て支援新制度では幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなっています。

給付区分	給付内容	給付事業
施設型給付	市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケース（確認を受けない幼稚園）もあります。	・ 幼稚園 ・ 認可保育所 ・ 認定こども園
地域型保育給付	定員が 19 人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業※⁶⁷ ・ 居宅訪問型保育事業※⁶⁸ ・ 事業所内保育事業

2. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっており、認定は次の 1～3 号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	・ 保育所 ・ 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 地域型保育事業

※⁶⁷ 家庭的保育事業とは、比較的小規模（定員規模 1 人以上 5 人以下）で家庭的な雰囲気の下、保育を行う。

※⁶⁸ 居宅訪問型保育事業とは、障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で 1 対 1 を基本とする保育を行う。

3. 量の見込みの設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査（池田市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査）の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」及び本市の利用実績等を踏まえて算出しました。

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編

4. 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）は、過去の実績の伸び等を踏まえて算出しています。
また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 幼稚園、認定こども園（1号認定及び2号認定で学校教育の利用希望が高い利用者）

事業内容	保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分 （通常の就園時間を超えて、利用希望がある児童を含む）
対象年齢	3～5歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容		(単位：人)					
		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (必要利用定員総数)	1号認定	1,075	782	735	662	597	551
	2号認定（教育ニーズが高い）		214	218	222	226	230
	計	1,075	996	953	884	823	781
②確保の内容 (定員)	幼稚園（特定教育・保育施設）	180	370	370	370	370	370
	確認を受けない幼稚園	380	170	170	170	170	170
	認定こども園（特定教育・保育施設）	978	891	891	891	891	891
	計	1,538	1,431	1,431	1,431	1,431	1,431
差②－①		463	435	478	547	608	650

- 量の確保方策
- ニーズ量に対して受け入れ体制は確保されています。
 - 2号認定のうち、教育ニーズの高い方のニーズに対して、幼稚園・認定こども園の預かり保育により、受け入れ体制は確保されています。

(2) 保育所、認定こども園（前記以外の2号認定）

事業内容	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
対象年齢	3～5歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,318	1,346	1,333	1,337	1,346	1,380
②確保の内容 （定員）	認定こども園（特定教育・保育施設）	865	949	949	949	949	979
	保育所（特定教育・保育施設）	352	382	382	382	382	401
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	1,217	1,331	1,331	1,331	1,331	1,380
差②－①		▲ 101	▲ 15	▲ 2	▲ 6	▲ 15	0

量の確保方策

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。
- 公立保育施設の再整備を行います。【令和11(2029)年度】

(3) 保育所、認定こども園、地域型保育事業等（3号認定）

事業内容	保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分
対象年齢	0～2歳児
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

		実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	①量の見込み（必要利用定員総数）	143	127	126	125	124	124
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	93	102	102	102	74
		保育所（特定教育・保育施設）	72	75	75	75	56
		地域型保育事業	13	13	13	13	13
		認可外保育施設	2	2	2	2	2
		計	180	192	192	192	145
	差②－①	37	65	66	67	68	21
1・2歳児	①量の見込み（必要利用定員総数）	828	799	811	817	824	831
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	307	343	343	343	383
		保育所（特定教育・保育施設）	263	276	276	276	298
		地域型保育事業	61	68	68	68	68
		認可外保育施設	82	82	82	82	82
		計	713	769	769	769	831
	差②－①	▲ 115	▲ 30	▲ 42	▲ 48	▲ 55	0
計	①量の見込み（必要利用定員総数）	971	926	937	942	948	955
	②確保の内容 (定員)	認定こども園（特定教育・保育施設）	400	445	445	445	457
		保育所（特定教育・保育施設）	335	351	351	351	354
		地域型保育事業	74	81	81	81	81
		認可外保育施設	84	84	84	84	84
		計	893	961	961	961	976
	差②－①	▲ 78	35	24	19	13	21

量の確保方策

- 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備等により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。
- 公立保育施設の再整備を行います。【令和11(2029)年度】

第4節

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本事業は、支援法で下記に示す15事業が定められ、各市町村でニーズに応じた事業を実施することとされています。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7（2025）年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として位置づけられていますが、令和8（2026）年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、子どものための教育・保育給付とは別に、乳児等のための支援給付が創設されます。

- （1）利用者支援事業（基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型、妊婦等包括相談支援事業型）
- （2）時間外保育事業（延長保育事業）
- （3）実費徴収に係る補足給付を行う事業
- （4）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- （5）放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）
- （6）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- （7）乳児家庭全戸訪問事業
- （8）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業
- （9）地域子育て支援拠点事業
- （10）一時預かり事業
- （11）病児・病後児保育事業
- （12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- （13）妊婦健康診査
- （14）産後ケア事業
- （15）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

次のとおり、国の基本方針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 利用者支援事業

① 基本型、地域子育て相談機関、特定型、こども家庭センター型

事業内容	子どもやその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。	
	基本型	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するもの
	地域子育て相談機関	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うもの
	特定型	待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援するもの
	こども家庭センター型	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うもの
提供区域	市全域	

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	箇所	3*	6	7	9	9	9
基本型	箇所	1	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所		2	3	5	5	5
特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所		1	1	1	1	1
②確保の内容	箇所	3*	6	7	9	9	9
基本型	箇所	1	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	箇所		2	3	5	5	5
特定型	箇所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	箇所		1	1	1	1	1

*母子保健型（令和6年度よりこども家庭センター型へ統合）1箇所を含む。

量の確保方策

- 質の向上、連携の強化を図り、子育て家庭の様々な相談に対応できるよう必要な人員の確保・専門職員の配置等、体制の整備に努めます。

② 妊婦等包括相談支援事業型（妊婦等包括相談支援事業）

事業内容	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人		2,007	1,989	1,971	1,959	1,947
②確保の内容（利用延人員）	人		2,007	1,989	1,971	1,959	1,947
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 妊娠届出時・乳児家庭全戸訪問時に面談を行うとともに、妊娠8か月時にアンケートを実施することで伴走型相談支援に努めます。

（2）時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	0～5歳を対象に、保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用実人員）		人	1,240	1,168	1,151	1,129	1,111	1,106
②確保の内容	受け入れ可能人員	人	1,240	1,168	1,151	1,129	1,111	1,106
	実施箇所数	箇所	27	28	28	28	28	28
差②－①		人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 保育所等の利用児童のみが利用する事業であるため、量の確保については利用実人員と同数とします。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等への補助、また私立幼稚園等において副食材料費の補助を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（支援対象児童数）	人	41	29	29	29	29	29
②確保の内容（予定）	人	41	29	29	29	29	29
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 保育所等に入所し、補助対象の児童に対して補助を行うため、量の見込みと同数とします。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業。
提供区域	市全域

確保方策

- 巡回が必要な施設については全て対応します。

(5) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）

事業内容	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業。
提供区域	10 小学校区

① 池田小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	138	163	163	163	163	159
	1年生	人	48	64	64	64	64	62
	2年生	人	56	56	56	56	56	55
	3年生	人	34	43	43	43	43	42
	②確保の内容（定員）	人	138	163	163	163	163	159
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	59	59	59	59	57
	4年生	人	1	31	31	31	31	30
	5年生	人	0	18	18	18	18	17
	6年生	人	0	10	10	10	10	10
	②確保の内容（定員）	人	1	31	31	59	59	57
	差②－①	人	0	▲ 28	▲ 28	0	0	0
計	①量の見込み	人	139	222	222	222	222	216
	②確保の内容（定員）	人	139	194	194	222	222	216
	差②－①	人	0	▲ 28	▲ 28	0	0	0

② 秦野小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	128	145	145	145	145	142
	1年生	人	56	57	57	57	57	55
	2年生	人	42	50	50	50	50	49
	3年生	人	30	38	38	38	38	38
	②確保の内容（定員）	人	128	145	145	145	145	142
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	52	52	52	52	52
	4年生	人	0	27	27	27	27	27
	5年生	人	0	16	16	16	16	16
	6年生	人	0	9	9	9	9	9
	②確保の内容（定員）	人	0	27	27	52	52	52
	差②－①	人	0	▲ 25	▲ 25	0	0	0
計	①量の見込み	人	128	197	197	197	197	194
	②確保の内容（定員）	人	128	172	172	197	197	194
	差②－①	人	0	▲ 25	▲ 25	0	0	0

③ 北豊島小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	119	157	154	154	157	151
	1年生	人	49	61	60	60	61	59
	2年生	人	44	54	53	53	54	52
	3年生	人	26	42	41	41	42	40
	②確保の内容（定員）	人	119	157	154	154	157	151
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	57	56	56	57	53
	4年生	人	0	30	29	29	30	28
	5年生	人	0	17	17	17	17	16
	6年生	人	1	10	10	10	10	9
	②確保の内容（定員）	人	1	30	29	56	57	53
	差②－①	人	0	▲ 27	▲ 27	0	0	0
計	①量の見込み	人	120	214	210	210	214	204
	②確保の内容（定員）	人	120	187	183	210	214	204
	差②－①	人	0	▲ 27	▲ 27	0	0	0

④ 呉服小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	93	116	116	116	119	113
	1年生	人	43	45	45	45	46	44
	2年生	人	31	40	40	40	41	39
	3年生	人	19	31	31	31	32	30
	②確保の内容（定員）	人	93	116	116	116	119	113
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	42	42	42	43	40
	4年生	人	0	22	22	22	23	21
	5年生	人	1	13	13	13	13	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	1	22	22	42	43	40
	差②－①	人	0	▲ 20	▲ 20	0	0	0
計	①量の見込み	人	94	158	158	158	162	153
	②確保の内容（定員）	人	94	138	138	158	162	153
	差②－①	人	0	▲ 20	▲ 20	0	0	0

⑤ 石橋小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	96	113	113	113	113	108
	1年生	人	31	44	44	44	44	42
	2年生	人	43	39	39	39	39	37
	3年生	人	22	30	30	30	30	29
	②確保の内容（定員）	人	96	113	113	113	113	108
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	1	40	40	40	40	40
	4年生	人	1	21	21	21	21	21
	5年生	人	0	12	12	12	12	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	1	21	21	40	40	40
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0
計	①量の見込み	人	97	153	153	153	153	148
	②確保の内容（定員）	人	97	134	134	153	153	148
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0

⑥ 五月丘小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	63	70	70	70	70	67
	1年生	人	26	27	27	27	27	26
	2年生	人	26	24	24	24	24	23
	3年生	人	11	19	19	19	19	18
	②確保の内容（定員）	人	63	70	70	70	70	67
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	27	27	27	27	26
	4年生	人	0	14	14	14	14	13
	5年生	人	0	8	8	8	8	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	14	14	27	27	26
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0
計	①量の見込み	人	63	97	97	97	97	93
	②確保の内容（定員）	人	63	84	84	97	97	93
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0

⑦ 石橋南小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	55	70	70	70	70	67
	1年生	人	29	27	27	27	27	26
	2年生	人	18	24	24	24	24	23
	3年生	人	8	19	19	19	19	18
	②確保の内容（定員）	人	55	70	70	70	70	67
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	27	27	27	27	26
	4年生	人	0	14	14	14	14	13
	5年生	人	0	8	8	8	8	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	14	14	27	27	26
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0
計	①量の見込み	人	55	97	97	97	97	93
	②確保の内容（定員）	人	55	84	84	97	97	93
	差②－①	人	0	▲ 13	▲ 13	0	0	0

⑧ 緑丘小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	71	78	78	78	78	75
	1年生	人	33	30	30	30	30	29
	2年生	人	19	27	27	27	27	26
	3年生	人	19	21	21	21	21	20
	②確保の内容（定員）	人	71	78	78	78	78	75
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	29	29	29	29	27
	4年生	人	0	15	15	15	15	14
	5年生	人	0	9	9	9	9	8
	6年生	人	0	5	5	5	5	5
	②確保の内容（定員）	人	0	15	15	29	29	27
	差②－①	人	0	▲ 14	▲ 14	0	0	0
計	①量の見込み	人	71	107	107	107	107	102
	②確保の内容（定員）	人	71	93	93	107	107	102
	差②－①	人	0	▲ 14	▲ 14	0	0	0

⑨ 神田小学校

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	102	113	113	113	113	110
	1年生	人	43	44	44	44	44	43
	2年生	人	42	39	39	39	39	38
	3年生	人	17	30	30	30	30	29
	②確保の内容（定員）	人	102	113	113	113	113	110
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	40	40	40	40	40
	4年生	人	0	21	21	21	21	21
	5年生	人	0	12	12	12	12	12
	6年生	人	0	7	7	7	7	7
	②確保の内容（定員）	人	0	21	21	40	40	40
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0
計	①量の見込み	人	102	153	153	153	153	150
	②確保の内容（定員）	人	102	134	134	153	153	150
	差②－①	人	0	▲ 19	▲ 19	0	0	0

⑩ ほそごう学園

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	40	41	41	41	41	41
	1年生	人	18	16	16	16	16	16
	2年生	人	13	14	14	14	14	14
	3年生	人	9	11	11	11	11	11
	②確保の内容（定員）	人	40	41	41	41	41	41
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	0	16	16	16	16	16
	4年生	人	0	8	8	8	8	8
	5年生	人	0	5	5	5	5	5
	6年生	人	0	3	3	3	3	3
	②確保の内容（定員）	人	0	8	8	16	16	16
	差②－①	人	0	▲ 8	▲ 8	0	0	0
計	①量の見込み	人	40	57	57	57	57	57
	②確保の内容（定員）	人	40	49	49	57	57	57
	差②－①	人	0	▲ 8	▲ 8	0	0	0

○ 市全体

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
低学年時	①量の見込み	人	905	1,066	1,063	1,063	1,069	1,033
	1年生	人	376	415	414	414	416	402
	2年生	人	334	367	366	366	368	356
	3年生	人	195	284	283	283	285	275
	②確保の内容（定員）	人	905	1,066	1,063	1,063	1,069	1,033
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
高学年時	①量の見込み	人	4	389	388	388	390	377
	4年生	人	2	203	202	202	204	196
	5年生	人	1	118	118	118	118	114
	6年生	人	1	68	68	68	68	67
	②確保の内容（定員）	人	4	203	202	388	390	377
	差②－①	人	0	▲ 186	▲ 186	0	0	0
計	①量の見込み	人	909	1,455	1,451	1,451	1,459	1,410
	②確保の内容（定員）	人	909	1,269	1,265	1,451	1,459	1,410
	差②－①	人	0	▲ 186	▲ 186	0	0	0

量の確保方策

- 4年生までの受け入れにあたっては、量の見込みに対応できるよう、余裕教室の活用等の調整を進めます。
- 5年生、6年生の受け入れについては、「放課後児童対策パッケージ※⁶⁹」に基づき、学校施設の活用について教育委員会内で協議を進めます。
- 5年生、6年生のうち、要配慮児童については、従来どおり受け入れを継続します。

※⁶⁹ 放課後児童対策パッケージとは、こども家庭庁（令和4年度以前は厚生労働省）と文部科学省が連携して、放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として策定した施策のこと。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用児童数×泊）	人	7	60	60	60	60	60
②確保の内容（利用児童数×泊）	人	7	60	60	60	60	60
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 近隣の乳児院や児童養護施設、母子生活支援施設と契約を締結し、受け入れ体制の確保に努めます。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師や保健師が訪問し、保健指導を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（訪問対象児童数）	人	662	669	663	657	653	649
②確保の内容（訪問対象児童数）	人	662	669	663	657	653	649
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 出生連絡票（こんにちは赤ちゃん訪問依頼票）の提出について周知するとともに、出生届出時に総合窓口課と連携し、出生連絡票の回収に努めます。
- 出生連絡票の提出がない場合は、保健師が電話や直接訪問等を行い、出生児のいる全ての家庭への訪問に努めます。

(8) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

① 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（支援対象児童数）	人	27	50	50	50	50	50
②確保の内容（支援対象児童数）	人	27	50	50	50	50	50
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 要保護児童対策地域協議会のネットワークの中で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関間の強化を図る取り組みを実施する事業。
提供区域	市全域

整備の方策

- 要保護児童対策地域協議会の代表者・実務者会議やタイムリーなケース会議の実施により、関係機関の連携強化を図ります。

③ 子育て世帯訪問支援事業

事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援する事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人		230	227	224	221	218
②確保の内容（利用延人員）	人		230	227	224	221	218
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 新規の委託事業所との契約締結や予算の確保に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会のネットワーク等で必要な家庭を把握し、早期に適切な養育を支援できるよう努めます。

④ 児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	人		117	115	115	113	111
②確保の内容	人		117	115	115	113	111
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 地域の社会福祉機能を持つ施設や教育委員会と連携し、受け入れ体制の確保に努めます。

⑤ 親子関係形成支援事業

事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	人		20	20	20	20	20
②確保の内容	人		20	20	20	20	20
差②－①	人		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 本事業の活用が必要な家庭に提供できるよう、支援プログラムの検討・整備に努めます。

(9) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	概ね3歳までの子どもと保護者が交流できる場を提供し、子育てに関する相談・援助や情報提供、講習会等を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人	33,495	53,244	53,040	52,596	52,200	51,840
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	33,495	53,244	52,596	52,200	51,840
	実施箇所数	箇所	5	5	5	5	5
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 現在の事業を継続することで、見込み量を確保します。

(10) 一時預かり事業

事業内容	幼稚園在園児を対象にしたもの（幼稚園型）は3～5歳、それ以外は0～5歳を対象に、保育所等で理由を問わず一時的に子どもを預けることができる事業。
提供区域	市全域

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み (利用延人員)	1号認定による利用	人	10,075	8,556	8,351	8,114	7,924	7,895
	2号認定による利用	人	27,659	21,455	20,942	20,346	19,870	19,797
	計	人	37,734	30,011	29,293	28,460	27,794	27,692
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	37,734	30,011	29,293	28,460	27,794	27,692
	実施箇所数（1号）	箇所	8	8	8	8	8	8
	実施箇所数（2号）	箇所	15	15	15	15	15	15
差②－①		人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 幼稚園型は在籍園児が対象であり、ニーズ量（見込み量）を上回る提供が可能のため、量の見込みと同数とします。

② 幼稚園型以外の一時預かり（保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等での預かり）

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）		人	2,073	1,338	1,315	1,289	1,264	1,240
②確保の内容	受け入れ可能延人員	人	2,073	3,372	3,372	3,372	3,372	3,372
	実施箇所数	箇所	9	10	10	10	10	10
差②－①		人	0	2,034	2,057	2,083	2,108	2,132

量の確保方策

- 受け入れ定員に現状の1か月当たり開所日数を12で乗じた数を受け入れ可能延人数とします。

(11) 病児・病後児保育事業

事業内容	0歳児から小学6年生までを対象に、病気の回復期に至っていない、あるいは、病気回復期にある児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。保育所等の利用児童が保育中に体調不良となった場合にも、保育所等において保健的な対応を実施。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

			単位	実績値	計画値				
				令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）			人	4,019	4,320	4,257	4,176	4,110	4,089
②確保の 内容	病児 対応型	受け入れ可能延人員	人	960	960	960	960	960	960
		定員	人	4	4	4	4	4	4
		実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	病後児 対応型	受け入れ可能延人員	人	0	0	0	0	0	0
		定員	人	0	0	0	0	0	0
		実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	体調不良 児対応型	受け入れ可能延人員	人	3,660	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640
		実施箇所数	箇所	17	18	18	18	18	18
	訪問型	受け入れ可能延人員	人	0	0	0	0	0	0
		実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
	計	受け入れ可能延人員	人	4,620	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
		定員	人	4	4	4	4	4	4
		実施箇所数	箇所	18	19	19	19	19	19
差②－①			人	601	5,280	5,343	5,424	5,490	5,511

量の確保方策

- 病児・病後児対応型は一体で実施しているため、確保内容については病児対応型に含みます。
【病児対応型受け入れ可能延人数】
4人×240日＝960人（月～金の年間日数240日と想定）
- 体調不良児対応型は、実施要項により看護師1名につき看護児童は2名程度とされていることから下記のとおりの受け入れ可能延人員とします。令和5年度の数値は実際の受け入れ実績を記載しています。
【体調不良児対応型受け入れ可能延人員】
2人×箇所数×240日（月～金の年間日数240日と想定）

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	概ね生後2か月から小学4年生までの児童の預かりや送迎について「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークを運営する事業。
提供区域	市全域

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
就学前児童	①量の見込み（利用延人員）	人	455	414	414	414	414	414
	②確保の内容（利用延人員）	人	455	414	414	414	414	414
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
就学児童	①量の見込み（利用延人員）	人	291	273	273	273	273	273
	②確保の内容（利用延人員）	人	291	273	273	273	273	273
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0
計	①量の見込み（利用延人員）	人	746	687	687	687	687	687
	②確保の内容（利用延人員）	人	746	687	687	687	687	687
	差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 円滑な活動調整ができるよう援助会員の確保に努めるとともに、預かり中の子どもの安全確保のため、講習会の実施により援助会員の質の向上を図ります。

(13) 妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図る事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（健診受診延人員）	人	8,219	9,366	9,282	9,198	9,142	9,086
②確保の内容（健診受診延人員）	人	8,219	9,366	9,282	9,198	9,142	9,086
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 経済的負担の軽減を図り、国が示す「望ましい基準」の妊婦健康診査が受けられるよう、助成を継続します。

(14) 産後ケア事業

事業内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

	単位	実績値	計画値				
		令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み（利用延人員）	人	126	667	661	655	651	647
②確保の内容（利用延人員）	人	126	667	661	655	651	647
差②－①	人	0	0	0	0	0	0

量の確保方策

- 直営での支援のほか、事業所委託による支援を実施することで受け入れ体制の確保に努めます。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容	現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業。（令和8（2026）年度より給付制度へ移行）
提供区域	市全域

量の見込みと確保の内容

		単位	実績値	計画値				
			令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み （利用延人員）	0歳児	人		3	3	3	3	3
	1歳児	人		4	4	4	4	4
	2歳児	人		4	3	3	3	3
	計	人		11	10	10	10	10
②確保の内容 （利用延人員）	0歳児	人		1	2	3	3	3
	1歳児	人		1	2	4	4	4
	2歳児	人		1	3	3	3	3
	計	人		3	7	10	10	10
差②－①		人	0	▲8	▲3	0	0	0

量の確保方策

- 既存の教育・保育施設等の活用により、ニーズ量に対する受け入れ体制を確保します。

第5節

教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期の発達には、連続性を有し、この時期の成長が生涯にわたる人間形成の土台となります。この乳幼児期の教育・保育における育ちと学びが基盤となり、義務教育へつながるよう、質の高い教育・保育をめざします。

1. 幼稚園の認定こども園への移行支援及び認定こども園普及の基本的な考え方

保護者の就労状況等に関わらず、就学前の子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行・設置については、利用者のニーズ等を考慮し、進めていきます。

2. 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の合同研修等に対する支援

専門性を高め、質の高い教育・保育を提供するために、公立・私立の全ての教育・保育施設の保育者、また、全ての職員を対象に研修を行い、人材の育成に努めます（研修内容：人権教育・保育、教育・保育・保育課程、子ども理解、特別支援教育・保育、子育て支援、虐待、コミュニケーションスキルやマナー等、本市の課題に沿ったもの）。管理職・施設長に向けた研修も行い、マネジメント能力、コーチング能力等、求められる資質の向上をめざします。

3. 保育者の確保における支援

質の高い教育・保育の担い手が確保できるよう、既存制度を活用する、市独自の制度をつくるなど、保育者の処遇改善に努めます。

4. 教育・保育施設相互の連携及び教育・保育施設と小・義務教育学校との連携の推進方策

子どもの育ちと学びをつなげるため、乳幼児教育・保育と小学校教育との連携・接続を進めます。

- ☆ 教育・保育施設の保育の公開、小・義務教育学校等との合同研修会を実施します。
- ☆ 幼児教育における幼小接続の担当者を中心に、乳幼児期の教育・保育から小・中学校教育への円滑な連携・接続を行うための取り組みを推進します。
- ☆ 幼児教育と小学校教育との接続期のカリキュラムづくりを進め、子どもの育ちや連続性を意識した教育・保育を行います。

5. 市内全教育・保育施設における配慮を要する家庭や地域社会の今日的課題や問題への方策

様々な今日的課題や問題等への早期対応・予防のために、他機関と連携しながら、対応します。

また、「子ども・子育て支援法」や教育・保育施設における子育て支援の役割により、地域を含めた家庭の教育力や子育て力を向上させるための支援を行います。

- ☆ 教育・保育施設の保育ソーシャルワーク力の向上、他機関連携の体制づくりを進めます。
- ☆ 児童虐待の防止やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に努めます。
- ☆ 他機関連携による情報の共有、ワンストップ※70体制の構築をめざします。
- ☆ 市内全教育・保育施設に保育カウンセリングや保育ソーシャルワークの考え方を導入し、子ども・保護者（家庭）・地域・職員支援を推進します。

※70 ワンストップとは、英語の「One-Stop」のカタカナ表記で、1か所で様々な用事が足りる、何でも揃うという意味の言葉。一般的には、各種手続における窓口を一本化し、1つの窓口で手続が完結する取り組みのことを指す。

第6節

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料が無償化されたほか、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業となるには、市町村の確認が必要です。本市においても、確認後における施設等の運営状況や監査状況等の情報提供、関係法令に基づく立入調査や是正指導等について、府から権限移譲を受けた広域福祉課と密に連携を図り、事業の円滑な実施に取り組みます。

第1章

計画の策定にあたって

第2章

池田市における現状と課題

第3章

第2期計画の主な取り組み状況と課題

第4章

計画の基本的な考え方

第5章

基本方向に基づく施策の展開

第6章

子ども・子育て支援事業の展開

第7章

計画の推進に向けて

資料編